

デジタル庁 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係部署	関係市	その他(特記事項)	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野												
171	B	地方に対する規制緩和	07.産業振興	セーフティネット保証制度に係る特定中小企業者及び特例中小企業者の認定事務は全額一律であることから、認定事務の円滑化、迅速化及び負担軽減のため、国が認定申請のための統一的なオンラインプラットフォームを整備及び導入し、事業者や金融機関が市町村等に行う認定申請及び信用保証協会における認定内容確認のオンライン化を求め、統一的なプラットフォームとすることで、事業者や金融機関が複数の市町村へ申請する際にも画一的な方法で簡便に行うことができるようにする。	【現状】セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町長等が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。近年、添付書類の簡略化や、電子申請を取り扱う地方公共団体があるなど、少しずつ事務負担が軽減されている。しかし、全国的には中小企業者が地方公共団体に発行して給付金の申請書及び添付資料を提出し、証明書を発行する手続を行っており、また手続の経費・迅速化の余地がある。 【支障】令和2年2月以降のコロナ緊急融資の申込殺到により、密を避けるべき状況下において、全国的に窓口の混雑が問題となった。現状、オンライン環境が未整備の地方公共団体においては、証明書発行を受けるまでに来庁又は郵送で申請する必要があり、事業者又は代理で申請する金融機関にとって負担となっていることに加え、融資手続の滞りや融資実行の遅れが生じている。新型コロナウイルス感染症拡大のリスクとなる移動や接触を減らすため、来庁や郵送での申請を継続することは避けるべきである。添付書類の多さや減少率の手計算による数値確認も事務負担となっている。 また、新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が減少した際は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前と比較することとなっているが、事業者が理解しておらず比較年度間違えて申請しているケースが多く、再申請の事務負担が大きい。									セーフティネット保証における認定申請事務については、既に一部の自治体において電子化が始まっており、国において、今年度中に全国展開に向けたシステムのあり方を調査の上、プロトタイプ構築による実証事業による実証事業の際は地方自治体の意見を聴取し、申請がより簡便な仕組みとなる様に実装をお願いしたい。認定申請のオンライン化は事務手続の簡略化が目的のため、申請方法を電子申請のみで統一するべきである。申請方法をオンラインと紙媒体を併用すると地方自治体はかつて手続に労力が割かれることとなる。また、オンライン申請が実装された際、対応出来ない事業者は一定数いることが予想されるため、金融機関が代理申請できるなどの配慮が必要である。
183	B	地方に対する規制緩和	11.その他	情報提供ネットワークシステムにおいて、事務処理誤りが発生した場合に必要な、情報照会者、情報提供者、運営主体の3者で行う情報提供等記録に関する情報提供ネットワークシステムでの事務処理誤り等に伴う情報提供等記録の追記作業の簡素化できるようにする。	情報提供ネットワークシステムでの情報連携を実施した際に、情報照会者による事務処理誤りが発生した場合、情報照会者、情報提供者、運営主体の3者において、報告票等の授受や、一部のケースではシステムへの追記処理等を行うなどの作業が発生する。当区では令和2年度から令和3年度の平均で、他団体からの追記作業依頼が約10件程度発生している。作業に要する時間を削減するため、報告票の授受により自動で追記処理が行われる「オンライン」による追記にも活用しているが、それでも1件当たりの対応時間が4時間程度かかっているため、年間で120時間以上の負担が生じている。今後、情報連携の活用がさらに進んでいった場合、より多くの追記作業依頼が発生することが想定される。他団体の誤処理により、これだけの時間を取られることは業務として非効率である。	処理を扱った情報照会者の作業のみで追記作業が完了するようになれば、これまで情報提供者側で受けていた追記作業の時間を削減でき、自団体の本来業務に割り当てることができる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第23条、情報提供ネットワークシステム接続運用規程		デジタル庁 練馬区		花巻市、宮城県、船橋市、神奈川県、神奈川県、大塚市、東京都、長岡京市、兵庫県、西宮市、岡山県、広島市、松山市、宇和島市、佐世保市、熊本市、宮崎市	○当市においても、年間数件の手続に同様の追加処理等が発生し、数時間の対応を要している。ついでに、追記作業の簡素化により、業務の効率化が図れる。 ○当市では令和3年度実績で21件の追記対応があり、そのうち13件が他団体依頼分だった。事務処理誤りをした団体への対応になると、対応件数が約半分に減るため、事務負担軽減につながる。 ○当市においても、提案団体と同様の支障事例があり、年間30件ほどの追記依頼作業を行っている。1件あたりの処理に約15分ほどかかっており、年間75時間ほどの作業が発生している。 ○当市においては、事務処理誤りによる令和3年度の情報提供等記録の追記は15件対応しており、1件あたり1時間程度の作業が発生しているとして、年間15時間程度の負担となっているが、自治体以外の団体等と記録追記を行う場合は従来通りの対応が必要となっており、技術的な事務量の軽減にはつながっていないと思われる。特に事務処理誤りの場合は、情報照会者のみに対応した事由のため、情報提供者、運営主体の確認は不要と思われる。 ○情報提供ネットワークシステムでの事務処理誤りに伴う情報提供等記録の追記作業について、「オンラインによる追記」が利用可能になったことに伴い、書面による追記の作業が非常に煩雑になっている。具体的には、今まで一度の追記作業でよかったものが2回行わなければならない、マニュアルも非常に分かりにくい。現状、不開示から開示にする場合は書面による追記とすることとされているが、事務作業の効率化の観点からも見直ししていただきたい。	情報提供等記録については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第23条第1項及び同条第2項において、情報照会者及び情報提供者は、情報提供ネットワークシステムに接続されたそのものの使用する電子計算機に記録し、一定期間保存することが、及び情報提供ネットワークシステム運営主体は、情報提供ネットワークシステム内において記録を保存することが、それぞれ定められています。これは、誰が誰の情報をいつ提供したかが分かるようにすることに より不正行為への抑止力となるとともに、不正な情報提供がなされていないか、行政機関間での特定個人情報のやり取りの記録を国民自らが確認できる仕組みを整備することにより、マイナンバー制度に対する国民の懸念を払拭することに資するものです。そのため、情報連携の対象となる特定個人情報や情報提供等記録は、情報提供ネットワークシステムの他、各機関の中間サーバー等においてそれぞれ保存・管理されており、情報提供等記録の追記を行う際には、当該記録等の管理主体である各機関が、中間サーバー等における情報提供等記録に追記すべき情報を記録し、各機関は同一の記録を保持(三者整合)する必要があります。一方、令和4年1月より、記録の追記業務の効率化のため、追記処理の一部では、オンラインによる追記処理を実施し、一部の機関において運用しています。地方公共団体(自治体中間サーバープラットフォーム)につきましては、実装当時から運用を開始しておりますが、オンラインによる追記を行うためには、情報連携を行う当事者(情報照会者・情報提供者)同士が双方とも当該機能を実装している必要があります。情報連携における記録のオンライン追記については、令和4年6月に実装機関を拡大しており、引き続き、実装機関の拡大に努めて参ります。併せて、情報提供ネットワークシステムの運用においては、情報連携の事務処理誤り等を減らし、必要な情報連携が適正に実施され、各行政機関における事務の効率化や負担軽減に資するよう、地方公共団体を含めた各機関に対し、各種会議等を通じ広く周知等に努めて参ります。なお、不開示情報を開示に変更する事務処理については、DVや虐待等の被害者(DVや虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。)の避難先の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報など、人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報等が含まれることを鑑み、特段の注意をもって運用がなされる必要があります。そのため、オンラインによる追記の対象としていないところでは、	

デジタル庁 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	認定事務の電子化については、各市区町村に広く普及するよう、費用面も考慮して検討いただきたい。	プロトタイプ構築にあたっては、本年6月3～30日まで行った実証事業の参加市区町村の公募に参加表明をいただいた19市区町や19市区町の所在する都道府県等の意見を頂戴しながら行うという。実証事業に参加しない市区町村についても、具体的な課題をお持ちであれば、中小企業庁にご連絡いただきたい。 来年度以降、本システムを利用する市区町村においては、原則、オンライン申請としていただくことを想定しているが、具体的には実証事業において検討したい。 なお、オンライン申請の実装後についても、金融機関の代理申請(金融機関のワンストップ手続き)を原則にすることで認定手続きの一元化・迅速化へとつながってまいりたい。	5【デジタル庁(6)】(経済産業省(1)(ii)) 中小企業信用保険法(昭25法264) セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定(2条5項及び6項)に関する手続については、令和5年度の手続までにオンライン化する。	セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度の認定手続についてオンライン化	令和5年4月1日からシステムの本格運用を開始	セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度に係る市区町村による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定(2条5項及び6項)に関する手続について、既に認定事務の電子化を進めている自治体の取組を踏まえ、デジタルプラットフォーム構築事業(デジタル庁計上の令和4年度予算244億円の内数)を活用し、電子化に向けたプロトタイプを構築。19市区町等の意見を踏まえながらシステム開発を行い、令和5年4月1日から本格運用を開始。	
	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		第1次回答への見解において、「オンラインによる追記処理により事務負担は一部軽減された」とあるとおり、従来からの「三者での追記作業」の効率化を図る目的でオンラインによる追記処理を求めています。情報提供等記録の追記において、追記依頼先となる主体が、追記報告票等を元に追記依頼元の主体に対して追記の承認をすることについては、従って作業負担を追加するものではなく、「どの主体か、いつ、どのような追記を要求する電文を送付するか」ということを追記依頼先が承認するものであり、オンライン化による事務の効率化の上で、必要な苦みであると考えます。そのため、追記依頼先からの承認を省略することは妥当ではありません。 また、「情報提供者による承認は実務上意味を成していない」ということはありません。情報提供ネットワークシステムによる情報連携に当たっては、各機関が情報提供等の記録を行い保存しますが、これは各機関が特定個人情報を含む個人情報の授受の事実を、証拠として自ら記録するとともに、開示請求等により国民に対する説明責任を果たす上で必要です。追記は、当該記録について行われるものであり、記録は、各機関の中間サーバー等においてそれぞれ保存・管理されており、その追記が行われるに当たっては、各機関が責任を持つ必要があるため、追記依頼元の判断のみで追記は行われてはならず、追記依頼先主体において、追記の承認がされることが必要です。また、仮に、追記電文の送受信のみで記録の追記が完了すると、自治体内で事務を所管している部署が知らないうちに追記が完了してしまうようなトラブルが発生する可能性があり、そうした事態を未然に防止することも求めています。 加えて、電文(追記する内容に係る情報)のみにより追記を実施するのではなく、追記報告票を用いた追記の承認を行うことは、各主体における内部統制機能により、情報提供等記録の追記の適正な実施を確保することに資するものです。 また、DV・虐待等被害者に係る対応については、DV・虐待等被害者の生命、健康、生活又は財産を害する恐れのある情報に該当しうることから、特に慎重を期する必要があります。 そのため、DV・虐待等被害者に係る記録の追記については、「開示」情報の「不開示」への変更においては、オンライン追記の対象とすることで、遅やかな対応を可能にする一方で、「不開示」情報の「開示」への変更については、オンライン追記の対象とすることにより、もし、当該変更が誤りであった場合(オンライン追記のみにより電文が送信され、「追記報告票」の承認を経ずに、システム処理がなされ、情報が誤って「開示」されたしまった場合)にDV・虐待等被害者が危険にさらされる等、もたらされる影響や被害が甚大となるリスクを鑑み、オンライン追記の対象とはしておりません。	5【デジタル庁】 (10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (i)情報提供等の記録(23条1項)において、事務処理誤り等により追記が必要となった場合に行われる当該記録へのオンラインによる追記の事務については、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体における当該事務の円滑な実施に資するよう、実施に当たっての留意点を「デジタルPMO(番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール)」への掲載等を通じて地方公共団体に周知する。 ・情報提供等の記録の誤りを防止する観点から、マイナンバー制度における情報連携に係る留意点等を、令和4年度に開催予定の説明会等を通じて地方公共団体に周知する。	1ボツ目 情報提供NWS接続運用調整WG(第16回)を開催 自治体中間サーバー-通信6月号(078号)により、地方公共団体向けに周知 自治体中間サーバー-通信7月号(079号)により、地方公共団体向けに再周知 自治体中間サーバー-通信2月号(086号)により、地方公共団体向けに再々周知 (自治体中間サーバー-通信3月号(087号)により、地方公共団体向けに再々々周知)	令和4年5月19日 令和4年6月17日 令和4年7月15日 令和5年2月17日 令和5年3月17日	すでに情報提供NWSに接続する多数の機関が参加する「情報提供NWS接続運用調整WG(第16回)」を令和4年5月19日に開催し、事務処理誤り等により追記が必要となった場合に行われる当該記録へのオンラインによる追記の事務処理適正化措置につき、特に一議題を設けて詳細な資料を作成・準備し、具体的な多数の事例を交えて、詳細な説明を行った。その上で、同資料を「デジタルPMO」に掲載して地方公共団体への周知を図った。 加えて、地方公共団体に対しては、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)の協力を得て、同機構が地方公共団体向けに定期的に発行している「自治体中間サーバー-通信」の令和4年6月号(078号)に同資料を掲載し、周知を行った。 さらに、同通信の令和4年7月号(079号)に同資料を重ねて掲載し、再度周知徹底を図った。 また、閣議決定を受けて、同通信の令和5年2月号(086号)及び同3月号(087号)に同資料を重ねて掲載し、再度周知を行った。	
					2ボツ目 情報提供NWS接続運用調整WG(第17回)を開催 自治体中間サーバー-通信2月号(086号)により、地方公共団体向けに周知 自治体中間サーバー-通信3月号(087号)により、地方公共団体向けに再周知	令和5年1月30日 令和5年2月17日 令和5年3月17日	情報提供NWSに接続する多数の機関が参加する「情報提供NWS接続運用調整WG(第17回)」を令和5年1月30日に開催し、情報提供等の記録の誤りを防止する観点から、情報連携における事務処理適正化措置につき、特に一議題を設けて詳細な資料を作成・準備し、具体的な多数の事例を交えて、詳細な説明を行った。その上で、同資料を「デジタルPMO」に掲載して地方公共団体への周知を図った。 加えて、地方公共団体に対しては、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)の協力を得て、同機構が地方公共団体向けに定期的に発行している「自治体中間サーバー-通信」の令和5年2月号(086号)に同資料を掲載し、周知を行った。 さらに、同通信の令和5年3月号(087号)に同資料を重ねて掲載し、再度周知を行った。	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
272	B	地方に対する規制緩和	11.その他	公的給付における公金受取口座利用の促進	マイナポータルからの公金受取口座登録を促すこと、デジタル庁令で定める公的給付における当該口座の利用意思を確認することと地方公共団体による給付の際の選定時の利用意思確認を不要とすること。	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」の関連規定が令和4年1月1日に施行され、デジタル庁令で定める公的給付については、情報提供ネットワークシステムを活用して公金受取口座情報を取得することができるようになる。国からの事務連絡により、公金受取口座情報が登録されていても、個別の給付申請時に、申請者から公金受取口座の利用を希望する旨の意思表示をしなければ、公金受取口座は利用できないとされているため、都度、意思確認のためのやりとりが発生するほか、給付申請の際に公金受取口座の利用意思ありとされたにもかかわらず、実際には公金受取口座情報自体が登録されていないということも想定され、かえって給付事務が混乱する可能性がある。	「公金受取口座を活用した公金給付の実施に向けて」(令和4年3月14日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡)別紙1～第4-Q13等	デジタル庁	神戸市		宮城県、伊勢崎市、船橋市、八王子市、京都市、長岡京市、高槻市、堺市、高松市、宮崎県	○公金受取口座を登録した場合でも個別の給付申請を行う必要があるとした場合に、迅速な給付が達成できず制度の目的が果たせないと考えられるため、利用の意思確認を不要とした。	原則として、給付を実施する行政機関等は各給付金制度に基づき、当該給付の振込先口座の確認を行っているものと承知しています。公金受取口座登録している場合には、給付の受取りを公金受取口座に限定することが可能かは、各給付金制度に基づきご判断いただく必要があります。	「給付を実施する行政機関等は各給付金制度に基づき、当該給付の振込先口座の確認を行っているものと承知しています。公金受取口座登録制度の所管府省は責任であり、各給付金の所管府省は同制度を利用する立場にすぎないと思料する。このため、責任におかれては、関係府省とも連携して、同制度を活用した給付時の意思確認に関する基本的・横断的な考え方について、速やかに整理いただきたい。その際、地方公共団体の負担軽減の観点から、給付ごとの意思確認は積極的な理由がない限りは原則省略可とすることを基本としていただきたい。また、各府省が責任の考えを踏まえ、見直しを行った場合は、各府省から地方公共団体へ見直し・変更後の運用を速やかに周知いただくようお願いする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【岐阜県】 公金口座受取制度において想定する給付金制度については、基本的に社会情勢等の変化を受け、生活支援を必要とする人に対して行われる性質を有するものであり、特に可及的速やかに給付されるべきものであることから、その趣旨を踏まえた各府省のひな形となる給付金支給要領等を策定するなど、統一的なルールを整備していただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>		<p>給付金の受取方法については、各給付制度の趣旨・目的に鑑み、制度所管省庁において判断されるのですが、例えば、複数の給付金等を一括して公金受取口座の利用意思を事前に確認しておき、希望する方については、個々の給付申請手続において利用意思を確認しないこと等が考えられます。 なお、給付金の受取先として、公金受取口座を利用することについて意思確認を不要とした場合、公金受取口座を登録されていない方や公金受取口座での受取を希望しない方に対し、改めて届込先を確認する必要があるものと考えられます。</p>	<p>5【デジタル庁】 (12)公的給付の支給等迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令3法38) 公的給付の支給等(2条2項)については、公的給付支給等口座登録者(3条4項)に対して、登録を受けた預貯金口座を、公的給付の支給等の都度当該金融機関の授受に利用する意思を確認する必要があるか否かは、当該確認方法も含め、公的給付の支給等を所管する各府省(以下この事項において「関係府省」という。)の判断によること並びに公的給付の支給等に係る事務に支障がない場合には、公的給付支給等口座登録者の利便性の向上及び地方公共団体による効率的な支給の観点から、関係府省及び独自に給付を行う地方公共団体の判断で当該確認を不要とすることが可能であることを明確化し、関係府省及び地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和4年9月9日付デジタル庁デジタル社会共通機能グループ事務連絡)】</p>				